

009002_6_エラー・アラート参考資料_010個人住民税

以下に例示のエラー・アラートの詳細条件については、パッケージ製品選定時の参考資料とする。

修正あり	分類	分類	No.	詳細条件の例	備考	構成頁ご回答欄	
						対応方針に対する判断	対応方針に反対される場合の理由・根拠(具体的な考慮すべき運用が分かるよう記載してください)
				給与支払報告書に係るチェック			
			1	主たる給与、従たる給与がある場合の整合性チェック	主たる給与の判定が、基となる課税資料の申告情報と異なっている場合。		
			2		乙欄の記入誤りによる、主たる給与の判定が正しく判定できない場合。		
			3		主たる給与として登録した給報の徴収区分が普徴の場合。		
			4		従たる給与として登録した給報に、控除の入力がある場合。		
			5	控除対象(控除条件)の整合性チェック	配偶者(特別)控除の額に入力があるが、所得が1000万円を超えている場合。		
			6		(源泉)控除の有無、配偶者の合計所得に入力があるが、配偶者(特別)控除の額に入力がある場合。		
			7		配偶者所得が配偶者控除又は同一生計配偶者を設定できる金額(48万円)を超えているもの。		
			8		配偶者所得が控除対象配偶者を設定できる金額を超えているもの。		
			9		居住開始日に入力があり、住宅借入金等特別控除額の入力がない場合。		
			10		社保控除額が2段書きになっているが、上段の方が下段より金額が大きい場合。		
			11		生保控除額が上限額を超えているため、正しい計算ができない場合。		
			12		生保控除額の記載はあるが、支払金額の内訳がないため、正しい計算ができない場合。		
			13		地保控除額が上限額を超えているため、正しい計算ができない場合。		
			14		旧長期損害保険料の支払金額の記載がないため、正しく計算できない場合。		
			15		ひとり親で、所得が500万円を超えている場合。		
			16		ひとり親で、扶養親族の入力がない場合。		
			17		給報上の本人合計所得が1000万円以下であるのに、同一生計配偶者が設定される場合。		
			254		扶養親族の合計所得金額が48万円を超えているもの。		
			255		ひとり親で被扶養者が子でない場合。		
			18	住宅借入金特別控除に関するチェック	住宅借入金等特別控除対象が3回目以上ある場合。		
			19		住宅借入金等特別控除可能額が算出額以下となる場合。		
			20		住宅借入金等特別控除の額が算出額を超えていて、住宅借入金等特別控除可能額が入力されていない場合。		
			21		住宅借入金等特別控除の額が算出額と一致しない場合。		
			22		居住開始年月日が住宅借入金等特別控除の対象範囲外となる場合。		
			23		住宅借入金等特別控除額が住宅借入金等特別控除可能額を上回っている場合。		
			24	申告情報と計算結果との整合性チェック	生命保険料控除額が自動計算した結果と異なる場合。		
			25		地震保険料控除額が自動計算した結果と異なる場合。		
			26		旧長期損害保険料と地震保険料控除額の関係が自動計算した結果と異なる場合。		
			27		給報記載の配偶者特別控除の金額が自動計算した結果と異なる場合。		
			28		給報記載の配偶者控除の金額が自動計算した結果と異なる場合。		
			29		給与所得額が自動計算した結果と異なる場合。		
			30		所得控除額が自動計算した結果と異なる場合。		
			31		源泉徴収額が自動計算した結果と異なる場合。		
			32	扶養人数の整合性チェック	老人扶養数と同居者親数の不一致。		
			33		特別障害者数と同居特障数の不一致。		
			34		扶養人数と扶養障害者数の不一致。		
			35	個人特定に関するチェック	該当の生年月日及びカナ氏名の組み合わせが、基本情報に複数存在している場合。		
			36		基本情報に該当者が存在せず、個人別明細書の登録不可となる場合。		
			37		同一の個人番号が基本情報に複数登録されている場合。		
			38		「カナ氏名」と「生年月日」が同じで「個人番号」が異なる場合、又は「個人番号」が同じで「カナ氏名」または「生年月日」が異なる場合。		
			39		住民が個人番号の変更を行った場合に、当該住民の給与支払報告書に記載された個人番号が変更前のものであった場合。		
			40	被扶養者・配偶者の特定に関するチェック	入力した課税資料の被扶養者の個人番号、又はカナ氏名に該当する基本情報が受給者の同一世帯に複数存在している場合。		
			41		入力した課税資料の被扶養者の個人番号に該当する基本情報が世帯帯員として存在している場合。		
			42		入力した課税資料の被扶養者の個人番号、カナ氏名、漢字氏名で個人特定できなかった場合。		
			43		給報では配偶者として記載がある住民が、配偶者ではなく子として基本情報又は世帯情報に登録されている場合。		
			44		給報では一般扶養対象として記載がある住民が、年齢により、年少扶養の対象である場合。		
			45		給報では特別障害者として記載がある住民が、普通障害者である場合		
			46	課税年度に関するチェック	取り込んだ給報の中に、年分表記が該当年度以外のものが含まれている場合。		
			47	特別徴収義務者の特定に関するチェック	指定番号が総括表に記入されていない、登録なしの番号が誤って記載されている等の事業者から提出された場合。		
			48		前年の指定番号と比較し、給報の主従逆転等により誤った指定番号になっている場合。		
			49		事業所情報に登録のない事業所からの給与支払報告書である場合。		
			50	特別徴収の可否判断に関するチェック	乙欄給報にも関わらず、徴収区分が特徴で提出があった場合。		
			51		退職給報にも関わらず、徴収区分が特徴で提出があった場合。		
			52	「未成年者」から「勤労学生」までの各欄の整合性チェック	該当者が就学期日現在において18歳以上にも関わらず、個人別明細書の未成年者欄にチェックが入っている場合。		
			53		就学期日現在において18歳に達していない者について、既に婚姻しており未成年者に該当しないにも関わらず、個人別明細書の未成年者欄にチェックが入っている場合。		
			54		個人別明細書の寡婦・ひとり親欄と未成年者欄の両方にチェックが入っている場合。(税金上婚姻している者は未成年者とみなされないため)		
			55		個人別明細書の寡婦欄とひとり親欄の両方にチェックが入っている場合。		
			56		扶養親族がないにも関わらず、個人別明細書のひとり親欄にチェックが入っている場合。		
			57		所得が大きく、寡婦・ひとり親の条件に該当しないにも関わらず、個人別明細書の寡婦・ひとり親欄にチェックが入っている場合。		
			58		個人別明細書の特障欄と他障欄両方にチェックが入っている場合。		
			59	課税権の有無に関するチェック	住在外者としてカナ氏名及び生年月日と一致した者がいた場合、又は前年課税実績のある住在外者がいた場合。		
			60		職権消滅者に対する課税資料情報が登録された場合。 (注: 課税台帳上登録される消滅者は、前年中の方のみであり、それ以前の消滅者は、不明者として抽出する)		
			61		転出したため就学期日時点課税がない人に対する課税資料情報が登録された場合。 (注: 課税台帳上登録される転出者は、前年中の方のみであり、それ以前の転出者は、不明者として抽出する)		
			62		就学期日時点前に死亡した者に対する課税資料情報が登録された場合。 (注: 課税台帳上登録される死亡者は、前年中の方のみであり、それ以前の死亡者は、不明者として抽出する)		
			63	登録済み資料の取消・訂正データに関するチェック	提出済み給報の訂正のデータがあった場合。		
			64		提出済み給報の取消のデータがあった場合。		
			65		提出済み給報の訂正・取消依頼のデータがあった場合。		
			66	年末調整の実施状況に関するチェック	所得控除の額の合計額が入力されていないのに、年末調整済の状況に設定されている場合。		
			67		所得控除の額の合計額が入力されているのに、年末調整未済に設定されている場合。		

修正あり	分類	分類	No.	詳細条件の例	備考	対応方針に対する判断	対応方針に反対される場合の理由・根拠 (具体的な考慮すべき運用が分かるよう記載してください)
				年金支払報告書に係るチェック			
			68	個人特定に関するチェック	基本情報に該当者が存在せず、年金支払報告書の登録不可となる場合。		
			69		該当の生年月日及びカナ氏名の組み合わせが基本情報に複数存在している場合。		
			70		同一の個人番号が複数登録されている場合。		
			71		「カナ氏名」と「生年月日」が同じで「個人番号」が異なる場合、又は「個人番号」が同じで「カナ氏名」または「生年月日」が異なる場合。		
			72		住民が個人番号の変更を行った場合に、当該住民の年金支払報告書に記載された個人番号が変更前のものであった場合。		
			73	特別徴収義務者の特定に関するチェック	年金支払報告データに年金特別徴収義務者と紐づけるための情報が不足している場合。		
			74		指定番号が年金特別徴収義務者情報に存在していない場合。		
			75	控除対象（控除条件）の整合性チェック	配偶者の所得が老配・同配を設定できる上限金額を超えている場合。		
			76		配偶者の所得が源泉控配を設定できる上限金額を超えている場合。		
			77		本人の所得が源泉控配を設定できる上限金額を超えている場合。		
			78		源泉控配の記載があるが、配偶者の合計所得が48万円を超えており年報に記載の48万円以下との区分が合致しない場合。		
			79		個人別明細書の寡婦・ひとり親欄にチェックが入っているが、所得限度額を超えている場合。		
			80		個人別明細書のひとり親欄にチェックが入っているが、所得限度額を超えている場合。		
			256		扶養親族の合計所得金額が48万円を超えているもの。		
			257		ひとり親で被扶養者が子でない場合		
			81	控除額の整合性チェック	社保控除額が支払額より大きい場合。		
			82	源泉徴収額の整合性チェック	源泉徴収税額が支払金額を超えている場合。		
			83	扶養人数の整合性チェック	特別障害者数と同居障害者数の不一致の場合。		
			84		扶養人数と扶養障害者数の不一致の場合。		
			85	本人欄の整合性チェック	「寡婦・ひとり親」に該当しているが、基本情報の性別が設定されていない場合。		
			86		個人別明細書の寡婦欄にチェックが入っているが、寡婦の条件に該当しない場合		
			87		個人別明細書のひとり親欄にチェックが入っているが、ひとり親の条件に該当しない場合		
			88	課税種の有無に関するチェック	職種消除者に対する課税資料情報が登録された場合。 (注：課税台帳上登録される消除者は、前年中の方のみであり、それ以前の消除者は、不明者として抽出)		
			89		転出したため賦課期日時点課税種がない人に対する課税資料情報が登録された場合。 (注：課税台帳上登録される転出者は、前年中の方のみであり、それ以前の転出者は、不明者として抽出)		
			90		賦課期日時点前に死亡した者に対する課税資料情報が登録された場合。 (注：課税台帳上登録される死亡者は、前年中の方のみであり、それ以前の死亡者は、不明者として抽出)		
			91		住登外者としてカナ氏名及び生年月日と一致した者がいた場合、又は前年課税実績のある住登外者がいた場合。		
			92		源泉控除対象配偶者の記載はないが、配偶者合計所得が記入されている場合。		
			93	登録済み資料の取消・訂正データに関するチェック	提出済み給報の訂正のデータがあった場合。		
			94		提出済み給報の取消のデータがあった場合。		
			95		提出済み給報の訂正・取消依頼のデータがあった場合。		
			96	被扶養者・配偶者の特定に関するチェック	入力した課税資料の被扶養者の個人番号、又はカナ氏名に該当する基本情報が受給者の同一世帯に複数存在している場合。		
			97		入力した課税資料の被扶養者の個人番号に該当する基本情報が他世帯員として存在している場合。		
			98		入力した課税資料の被扶養者の個人番号、カナ氏名、漢字氏名で個人特定できなかった場合。		
			99		同一世帯内に住民及び住登外の同一人が配偶者として登録されている場合。		
			100		他世帯に配偶者特別控除対象者がいる場合。		
			101		配偶者特別控除対象者の特定ができなかった場合。		
			102		年報では配偶者として記載がある住民が、配偶者ではなく子として登録されている場合。		
			103		年報では一般扶養対象として記載がある住民が、年齢により、年少扶養の対象である場合。		
			104		年報では特別障害者として記載がある住民が、普通障害者である場合		
				国税連携データに係るチェック			
			105	個人特定に関するチェック	基本情報と国税連携データでカナ氏名と生年月日が一致しないデータが存在する場合。		
			106		基本情報と国税連携データでカナ氏名と生年月日が一致するが、対象者が複数存在する場合。		
			107	被扶養者・配偶者等の特定に関するチェック	国税連携データの個人番号に一致する基本情報が複数登録されており、個人特定できない場合。 (住民登録外の課税対象者が重複して登録されている等の理由が考えられる。)		
			108		専従者として申告された個人番号、又は生年月日に該当する基本情報が申告者の同一世帯に複数存在している場合。		
			109		専従者として申告された個人番号に該当する基本情報が他の世帯員として存在している場合。		
			110		専従者として申告された個人番号、カナ氏名、漢字氏名のいずれかに記載はあるが、個人の特定ができなかった場合。		
			111		扶養、専従として関連付けた被扶養者等の個人番号で特定した対象者のカナ氏名、生年月日が、入力するデータのカナ氏名、生年月日の値と一致しない場合。		
			112		国税連携データでは配偶者として記載がある住民が、配偶者ではなく子として登録されている場合。		
			113		国税連携データでは一般扶養対象として記載がある住民が、年齢により、年少扶養の対象である場合。		
			114		国税連携データでは特別障害者として記載がある住民が、普通障害者である場合		
			115	取込データの論理チェック	連携された確定申告書データが0R取込エラーとなっている項目が含まれる場合。		
			116	その他課税資料との所得額の比較チェック	連携された確定申告書データと主たる給与の所得控除額が不一致の場合。		
			117		連携された確定申告書データと給報、年報の所得税額が不一致の場合。		
			118	その他課税資料との収入額の比較チェック	連携された確定申告書データと給報の給与収入金額が不一致の場合。		
			119		連携された確定申告書データと年報の年金収入金額が不一致の場合。		
				税額計算前に実施するチェック（税額計算前に実施出来れば税額計算以降にも実施可。分類上の記載であり実施タイミングを制限するものではない。）			
			120	所得に関するチェック	確定申告書（分離課税分）のデータはあるが、土地等事業、土地等雑、分離短期一般（特控前）、分離短期軽減（特控前）、分離長期一般（特控前）、分離長期特定（特控前）、分離長期軽減（特控前）、一般株式等譲渡、上場株式等譲渡、商品先物取引所得、山林所得（特控前）、退職所得（所得税）、退職所得（住民税）、分離長期居住（特控前）、上場株式配当等所得のいずれも入力されていない場合。		
			121		総合短期譲渡特別控除額があり総合短期譲渡所得（特控前）がない場合。		
			122		総合長期譲渡特別控除額があり総合長期譲渡所得（特控前）がない場合。		
			123		各所得の特別控除前>0のときに以下のいずれかに該当する場合。 分離短期一般特別控除額>分離短期一般（控除前） 分離短期軽減特別控除額>分離短期軽減（控除前） 分離長期一般特別控除額>分離長期一般（控除前） 分離長期特定特別控除額>分離長期特定（控除前） 分離長期軽減特別控除額>分離長期軽減（控除前）		

修正あり	分類	分類	No.	詳細条件の例	備考	対応方針に対する判断	対応方針に反対される場合の理由・根拠 (具体的な考慮すべき運用が分かるよう記載してください)
			124	各所得の特別控除前額<0のときに以下のいずれかに該当する場合。 分離短期一般特別控除額がある 分離短期軽減特別控除額がある 分離長期一般特別控除額がある 分離長期特定特別控除額がある 分離長期軽減特別控除額がある			
			125	特定支出控除がある かつ 給与収入がない 場合。			
			126	特定支出控除があり、 給与収入-給与所得(入力値)>特定支出控除 の場合。			
			127	専従者給与収入 があり、 給与収入<専従者給与収入 の場合。			
			128	前職分給与収入 があり、 給与収入<前職分給与収入 の場合。			
			129	従たる給与収入、前職分給与収入、専従者給与収入の内、いずれか二つ以上存在する場合で、 給与収入<従たる給与収入+前職分給与収入+専従者給与収入 の場合。			
			130	以下のいずれかに該当する場合。 株式配当所得(所得税入力値) < 0 外貨証券配当所得 < 0 その他証券配当所得 < 0 小額配当所得 < 0 その他配当所得 < 0			
			131	給報資料の登録があり、給与収入がない場合。			
			132	給与所得(入力値)がある かつ 給与収入 がない場合。			
			133	以下のいずれかにマイナスがある場合。 利子収入、給与収入、専従者給与収入、前職分給与収入 年金収入、一時収入、従たる給与収入、租税条約給与収入、利子所得、給与所得(入力値)、年金所得(入力値)			
			135	外国所得税等があり、外国税額控除限度がない場合。			
			136	各所得の特別控除前>0のときに以下のいずれかに該当する場合。 分離短期一般特別控除額>分離短期一般(控除前) 分離短期軽減特別控除額>分離短期軽減(控除前) 分離長期一般特別控除額>分離長期一般(控除前) 分離長期特定特別控除額>分離長期特定(控除前) 分離長期軽減特別控除額>分離長期軽減(控除前)			
			137	各所得の特別控除前額<0のときに以下のいずれかに該当する場合。 分離短期一般特別控除額がある 分離短期軽減特別控除額がある 分離長期一般特別控除額がある 分離長期特定特別控除額がある 分離長期軽減特別控除額がある			
			138	配当所得割額>0の場合で、以下に該当する場合。 株式配当所得+外貨証券配当所得+その他証券配当所得+その他配当所得+上場株式配当等≦0			
			139	譲渡所得割額がある場合で、以下に該当する場合。 一般株式等譲渡+上場株式等譲渡≦0			
			140	分離長期居住(控除前) プラスがある場合。			
			141	以下のいずれかに該当する場合。 分離短期一般特別控除額<0 分離短期軽減特別控除額<0 分離長期一般特別控除額<0 分離長期特定特別控除額<0 分離長期軽減特別控除額<0			
			142	それぞれの所得の控除前所得・特別控除額・控除後所得の組み合わせにおいて、下記条件の①②のいずれかに該当する場合。 <該当金額> ・分離短期一般控除前 分離短期一般特別控除額 分離短期一般控除後 ・分離短期軽減控除前 分離短期軽減特別控除額 分離短期軽減控除後 ・分離長期一般控除前 分離長期一般特別控除額 分離長期一般控除後 ・分離長期特定控除前 分離長期特定特別控除額 分離長期特定控除後 ・分離長期軽減控除前 分離長期軽減特別控除額 分離長期軽減控除後 <条件> ①特別控除額≠0 かつ 控除前所得<0 かつ 控除後所得の入力がない ②控除前所得≠控除後所得 かつ 控除前所得<0 かつ 控除前所得の入力がある かつ 控除後所得の入力がある かつ 特別控除額の入力がない			

修正あり	分類	分類	No.	詳細条件の例	備考	対応方針に対する判断	対応方針に反対される場合の理由・根拠 (具体的な考慮すべき運用が分かるよう記載してください)
			143	<p>それぞれの所得の控除前所得・特別控除額・控除後所得の組み合わせにおいて、下記条件の①②③のいずれかに該当する場合。</p> <p><該当金額> ・分離短期一般控除前 分離短期一般特別控除額 分離短期一般控除後 ・分離短期軽減控除前 分離短期軽減特別控除額 分離短期軽減控除後 ・分離長期一般控除前 分離長期一般特別控除額 分離長期一般控除後 ・分離長期特定控除前 分離長期特定特別控除額 分離長期特定控除後 ・分離長期経課控除前 分離長期経課特別控除額 分離長期経課控除後</p> <p><条件> ①控除前所得の入力があり特別控除額と控除後所得の入力がない ②特別控除額の入力があり控除前所得と控除後所得の入力がない ③控除後所得の入力があり控除前所得と特別控除額の入力がない</p>			
			144	<p>それぞれの所得の控除前所得・特別控除額・控除後所得の組み合わせにおいて、下記条件に該当する場合。</p> <p><該当金額> ・分離短期一般控除前 分離短期一般特別控除額 分離短期一般控除後 ・分離短期軽減控除前 分離短期軽減特別控除額 分離短期軽減控除後 ・分離長期一般控除前 分離長期一般特別控除額 分離長期一般控除後 ・分離長期特定控除前 分離長期特定特別控除額 分離長期特定控除後 ・分離長期経課控除前 分離長期経課特別控除額 分離長期経課控除後</p> <p><条件> ・控除後所得>控除前所得 かつ 控除前所得≧0 かつ 控除前所得の入力がある かつ 特別控除額の入力がない</p>			
			145	<p>それぞれの所得の控除前所得・特別控除額・控除後所得において、下記条件に該当する場合。</p> <p><該当金額> ・分離短期一般控除前 分離短期一般特別控除額 分離短期一般控除後 ・分離短期軽減控除前 分離短期軽減特別控除額 分離短期軽減控除後 ・分離長期一般控除前 分離長期一般特別控除額 分離長期一般控除後 ・分離長期軽減控除前 分離長期軽減特別控除額 分離長期軽減控除後 ・分離長期特定控除前 分離長期特定特別控除額 分離長期特定控除後 ・分離長期経課控除前 分離長期経課特別控除額 分離長期経課控除後</p> <p><条件> ・各所得に該当する入力があり、控除前所得、特別控除額、控除後所得のいずれにも入力がない</p>	「各所得に該当する入力」は、システム上管理している各所得が有るという情報(課税資料データに含まれるコードやフラグ)を想定している。具体的なコードやフラグ等の判断に必要とする情報や判断方法等の詳細はパッケージ仕様によるものとする。		
			146	上場株式配当等所得<0 の場合。			
			147	従たる給与収入があり、給与収入<従たる給与収入の場合。			
			148	租税条約給与収入があり、給与収入<租税条約給与収入の場合。			
			149	徴収区分が併徴で、租税条約給与収入の入力がある。			
			150	<p>「分離長期居住(控除後)≠0」となる場合。</p> <p>※「分離長期居住(控除後)≠0」である場合、他の分離長期課税所得に【「損益通算可能な特定居住用財産に該当する金額」が二重登録されている可能性があり、もし二重登録されている場合は、二重登録先の所得金額を修正(【「損益通算可能な特定居住用財産に該当する金額」を引いた金額に修正)する必要がある。このため、分離長期居住(控除後)≠0であるか否かのチェックを行う。</p>			
○	上場株式等に係る所得の異なる課税方式	上場株式等に係る所得の異なる課税方式の選択の廃止に対応するために当該条件を削除いたします。	151	<p>課税方式区分は、「所得税と住民税の課税方式が異なる場合」にのみ入力する想定であるため、以下のいずれかに該当した場合、—<条件>—</p> <p>→「所得税配当課税方式区分」と「住民税配当課税方式区分」が、いずれかにのみ入力されている場合 →「所得税配当課税方式区分」と「住民税配当課税方式区分」の両方に、同じ課税方式が入力されている場合 →「所得税課税方式区分」と「住民税課税方式区分」が、いずれかにのみ入力されている場合 →「所得税課税方式区分」と「住民税課税方式区分」の両方に、同じ課税方式が入力されている場合 申告経路修正・所得税課税方式区分・申告経路修正・住民税課税方式区分</p>			
○	上場株式等に係る所得の異なる課税方式	上場株式等に係る所得の異なる課税方式の選択の廃止に対応するために当該条件を削除いたします。	152	<p>納税通知書が送達された後は、住民税と所得税の課税方式を別にして申告することが認められないことから、以下の条件に該当した場合、—<条件>—</p> <p>→「所得税決定通知書付日」発送から市民に届くまでの納送送達日数<システム日付—のとき →「所得税配当課税方式区分」に変更がある場合 →「住民税配当課税方式区分」に変更がある場合 →「所得税課税方式区分」に変更がある場合 →「住民税課税方式区分」に変更がある場合 申告経路修正・所得税配当課税方式区分・申告経路修正・住民税配当課税方式区分 申告経路修正・所得税課税方式区分・申告経路修正・住民税課税方式区分</p>			
			153	控除に関するチェック	(市住宅控除見込 ◯ or 県住宅控除見込 ◯) かつ 住宅控除見込≠市住宅控除見込+ 宅住宅控除見込 の場合。		
			154	以下のいずれかにマイナスがある場合。 住宅控除見込、市住宅控除見込、県住宅控除見込、寄附金支払(共同募金・日赤)、寄附金支払(市条例指定分)、寄附金支払(県条例指定分)、寄附金支払(地方公共団体)、寄附金支払(震災関連寄附金)、寄附金支払(申告特例)			
			155	寄附金申告特例通知書の場合に、寄附金支払(申告特例)の入力がない、又は0である場合。			
			156	医療費控除(所得税)>医療費控除限度額の場合。			
			157	生命保険料控除(所得税入力値)>生保控除限度額の場合。			
			158	損害保険料控除(所得税控除入)>損保控除限度額の場合。			
			159	損害保険料長期支払額>長期分損保控除が限度額となる最小支払額 かつ 損害保険料控除(所得税控除入)<損保控除限度額 の場合。 ※地震保険料控除を入力しないとき、このチェックは行わない。			
			160	配付適用区分の入力があり、配偶者合計所得≠配偶者賦課情報の合計所得金額 の場合。			
			161	配付適用区分の入力があり、課税対象者の配偶者氏名番号が登録されていない場合。			
			162	本人賦課の配付適用区分が入力されており、配偶者賦課の配付適用区分も入力されている場合。			
			163	本人賦課の配付適用区分が入力されており、配偶者賦課の配付適用区分も入力されている場合。			

修正あり	分類	分類	No.	詳細条件の例	備考	対応方針に対する判断	対応方針に反対される場合の理由・根拠(具体的な考慮すべき運用が分かるよう記載してください)	
			164	本人未成年区分が入力されており、賦課期日年齢<未成年判定年齢の場合。				
			165	賦課期日年齢<未成年判定年齢 かつ 本人未成年区分が入力されており、配区分、配特適用区分、配専区分、本人寡婦・ひとり親区分、課税対象者の配偶者宛番号、同配適用区分のいずれかに入力がある場合。				
			167	課税対象者の障害者区分に入力があり、本人障害者区分が課税対象者の障害者区分と異なる場合。				
			168	本人寡婦・ひとり親区分に入力があり、配区分、又は同配適用区分にも入力がある場合。				
			169	本人寡婦・ひとり親区分に入力があり、配偶者合計所得≠0 の場合。				
			170	本人寡婦・ひとり親区分に入力があり、課税対象者の配偶者宛番号が入力されている場合。				
			171	本人寡婦・ひとり親区分に入力があり、課税対象者の死別別区分に入力がない場合。				
			173	配専区分に入力があり、課税対象者の配偶者宛番号が入力されていない場合。				
			174	配専区分に入力がある、又は他専人数≠0であり、専従者控除額が存在しない、又は0である場合。				
			175	配専区分、他専人数がともに初期値であり、専従者控除額がある場合。				
			176	専従者控除額がある かつ 専従青白区分、青白区分どちらにも入力がない場合。				
			177	同居老人扶養数>老人扶養数 の場合。				
			178	同居特障数>特別障害数 の場合はエラーとする。				
			179	以下のいずれかにマイナスがある場合。 収入金額、純損繰越控除、株式等譲渡繰越控除、先物繰越損失、上場株式配当等繰越控除、所得税控除入力値、特例医療費控除(所得税)、医療費支払額、医療費補填額、専従者控除額、現年分社保支払額、翌年分社保支払額、源泉徴収票所得控除計、源泉徴収票所得控除計算出、青色申告控除額、総合課税(所得税入力値)、土地等課税(所得税入力値)、分離短期一般課税(所得税入力値)、分離短期軽減課税(所得税入力値)、分離長期一般課税(所得税入力値)、分離長期特定課税(所得税入力値)、分離長期軽減課税(所得税入力値)、商品先物取引課税(所得税入力値)、山林課税(所得税入力値)、退職課税(所得税入力値)、特例肉用牛課税(所得税入力値)、上場株式課税(所得税入力値)、総合所得税、分離短期所得税、分離長期所得税、株式等譲渡所得税、商品先物取引所得税、山林所得税、退職所得税、配当控除、投資・リース控除、住宅取得等控除、政党等寄附金特別控除、差引所得税額、災害減免額、外国税額控除、その他税額控除、所得税額、源泉徴収税額、予定納税額、納める税金、還付される税金、外国所得税等、外国税額控除限度額、特例肉用牛所得税、定率減税額、上場株式所得税、耐震改修特別控除、住宅借入金特別控除、バリアフリー特別控除、電子申告特別控除、税額控除前所得税額、認定NPO法人等寄附金税額控除、復興特別所得税、合計所得税額				
			180	以下のうち2つ以上が1円以上の場合。 住宅取得等控除、住宅借入金特別控除、バリアフリー特別控除				
			181	賦課期日年齢<未成年判定年齢 かつ 本人未成年区分が入力されておらず、配区分、配特適用区分、配専区分、本人寡婦・ひとり親区分、課税対象者の配偶者宛番号、同配適用区分のいずれにも入力がない場合。				
			182	住宅借入金等特別控除可能額>0 かつ 住宅借入金等特別控除>住宅借入金等特別控除可能額の場合。				
			183	耐震改修特別控除>耐震改修特別控除限度額 の場合。 ※耐震改修特別控除限度額は 「耐震改修特別控除」 「住宅特定改修」 「認定長期優良住宅新築等特別税額控除」 「三世帯同居改修工事特別控除」の各控除限度額の合計金額である。				
			184	耐震改修特別控除>耐震改修特別控除限度額の場合 かつ 耐震改修特別控除<=耐震改修特別控除限度額の場合。 ※耐震改修特別控除限度額は 「耐震改修特別控除」 「住宅特定改修」 「認定長期優良住宅新築等特別税額控除」 「三世帯同居改修工事特別控除」の各控除限度額の合計金額である。 ※耐震改修特別控除限度額は 「耐震改修特別控除」の控除限度額である。				
			186	寄附金支払(申告特例)>0 かつ 以下のいずれかの金額>0の場合。 寄附金支払(共同募金・日赤)、寄附金支払(市条例指定分)、寄附金支払(県条例指定分)、寄附金支払(地方公共団体)、寄附金支払(震災関連寄附金)				
			187	耐震改修特別控除の入力あり かつ 住宅借入金等特別控除の入力ありの場合。				
			188	医療費控除(所得税)>0 かつ 特例医療費控除(所得税)>0 かつ 医療費控除(所得税)≠特例医療費控除(所得税)の場合。				
			189	特例医療費控除(所得税)>特例医療費控除限度額の場合。 ※特例医療費控除(所得税)に入力がないとき、このチェックは行わない。				
			190	(医療費支払額>0 又は 医療費補填額>0) かつ 特例医療費控除(所得税)算出額※の場合にエラーとする。 ※医療費支払額、医療費補填額のいずれにも入力がない、又は特例医療費控除(所得税)に入力がないとき、このチェックは行わない。 ※算出額は以下の通り計算し、算出額<0の場合、算出額=0に置換する。 算出額 = 医療費支払額 - 医療費補填額 - 特例医療費控除減算額				
			191	先物取引収入にマイナスがある場合。				
			258	扶養親族の合計所得金額が48万円を超えているもの。				
			259	ひとり親で被扶養者が子でない場合				
			合算時に実施する登録データチェック(合算時に実施出来れば合算処理以降にも実施可。分類上の記載であり実施タイミングを制限するものではない。)					
			192	課税資料間の収入額の整合性チェック 確定申告・住民税申告の給与収入額<給報分給与収入額となる場合。				
			193	確定申告・住民税申告の給与収入額>給報分給与収入額となる場合。				
			194	確定申告・住民税申告の年金収入額<年報分年金収入額となる場合。				
			195	確定申告・住民税申告の年金収入額>年報分年金収入額となる場合。				
			196	課税資料の年金収入と、合算賦課情報のその他所得が同額となっている者を抽出する。				
			197	専従者の給与収入額が、同額で二重に計算されている疑いがある者を抽出する。				
			198	主資料が確定・市申・還付・省略申告のとき、申告書の主資料の給与収入と給報の給与収入計が不一致				
			199	主資料が確定・市申・還付・省略申告のとき、申告書の主資料の年金収入と年報の年金収入計が不一致				
			200	課税資料間の控除額の整合性チェック 主資料が確定・市申のとき、申告書の主資料の社会保険料より給報の社会保険料の合計が大きい				
			201	主資料が確定・市申のとき、申告書の主資料の小規模より給報の小規模の合計が大きい				

修正あり	分類	分類	No.	詳細条件の例	備考	対応方針に対する判断	対応方針に反対される場合の理由・根拠 (具体的な考慮すべき運用が分かるよう記載してください)
			202	主資料が確申・市申のとき、申告書の主資料の生命保険料より給報の主資料の生命保険料が大きい			
			203	主資料が確申・市申のとき、申告書の主資料の地震保険料より給報の主資料の地震保険料が大きい			
			204	主資料が還付申告書のとき、申告書の主資料の源泉徴収票所得控除計と算出控除計が不一致			
			205	資料未提出・提出誤り等の確認対象のチェック 確申・住申の申告書の提出がないが、給報が複数提出されている。			
			206	前職合算給報の登録があり、かつ、その他の給報の登録がある。			
			207	前職合算給報が複数ある。			
			208	同一事業所から提出された給報・年報が複数ある。			
			209	同額の給報年報の提出がある。			
			210	特別徴収給報が複数提出されている。			
			211	指定番号が同じ給報が、複数枚、同一人物に特定されている給報を抽出する。			
			212	同一人物に支払額が同じ年報が複数枚存在している年報を抽出する。			
			213	同じ事業所からの資料で給与収入と前職分給与収入が一致する対象者を抽出する。			
			214	合算対象資料が、還付申告1枚のみ			
			215	その他の資料簿以外に課税資料がある、又はその他の資料簿自体が複数枚数ある			
			216	訂正給報が存在するが、取消対象となる給報を確定できなかった。			
			217	合算対象が乙欄給報のみであった			
			218	主資料の申告書に住宅ローン控除の適用税率の新税率区分が無く、従資料の申告書に住宅ローン控除の適用税率の新税率区分が存在する。			
			219	乙欄退職給報が1枚以上ある			
			220	給報の従資料に「乙欄普徴分給報」がある			
			221	主資料が省略申告で、以下のいずれかに該当する場合 ・主給報なし ・主給報ありで、年末調整未済の場合 ※所得控除の転記元となる給報が存在しないため、後から年調済給報が提出され、賦課が再度更新されることが見込まれるケース			
			222	主資料が、以下のいずれにも該当する場合 ・主給報ありで、年末調整済みの場合 かつ ・主申告書の源泉徴収票所得控除計と、主給報の算出控除計が不一致			
			223	個人特定に関するチェック 課税対象者で、住登者と住登外で同一カナ氏名・生年月日の者を抽出する。			
			224	課税対象者内に同姓同名同生年月日の者を抽出する。			
			225	合算賦課情報があり、課税対象者情報の居住区分が居住者でない者を抽出する。			
			226	特別徴収義務者の特定に関するチェック 前年度勤続実績がなく、前年度最新の指定番号と新年度の指定番号が異なる者を抽出する。			
			227	控除対象（控除条件）の整合性チェック 寡婦・ひとり親の登録があるのに所得基準額を超過している。			
			228	扶養関連付けについて採用資料（優先度により自動判定）以外に関連付けがある資料がある。			
			229	扶養者と専従主が重複して登録されている者を抽出する。			
			230	配偶者の所得48万円超で、双方が控配（老配）配特ありの対象者を抽出する。			
			231	住控居住開始年月日が平成28年4月1日以降のものを抽出し、「特定取得」に該当するか住控計算明細書を確認する。			
			232	課対が市内居住者で、寡婦・ひとり親控除に収入があり、合計所得金額500万円超で、扶養親族・年少扶養親族の収入のない対象者を抽出する。			
			233	扶養親族の合計所得金額が48万円を超えているもの。			
			234	ひとり親で被扶養者が子でない場合 特微事業所から提出された普徴給報で合算賦課が特微となっている対象者を抽出する。			
			235	市内居住者で課税資料があり、すべての課税資料が合算対象外となっている対象者を抽出する。			
			236	年金特別徴収の整合性チェック 普徴事業所として登録されている事業所から提出された給報で課税資料に普通徴収権のチェックが入っていない課税資料を抽出する。			
			237	65歳以上で年金収入があり、内特微にも年金収入がある対象者を抽出する。			
			238	前年度からの年金特微仮徴収継続者で、新年度に年金資料がないため年金特微中止にならない対象者を抽出する。			
			239	合算漏れの確認 合算結果に反映されていない所得が、給報、申告書資料に存在する			
			240	合算結果に反映されていない控除が、給報、申告書資料に存在する			
			241	合算結果に反映されていない損失が、給報、申告書資料に存在する			
			242	その他 退職所得（分贈）がある場合、所得税の総所得金額等には退職所得が含まれるが、住民税の総所得金額等には含まれない。このため、所得税と住民税の総所得金額等に差異が発生するため、住民税の総所得金額等が200万未満の対象者を抽出する。			
○	上場株式会社等に係る所得の異なる課税方式の適用の廃止に対応するため当該条件を削除いたします。		243	所得税と市民税で異なる課税方式を希望する対象者について確認するため、非合算となっている確定申告書情報を抽出する。			
			244	合算賦課情報より控配区分の年齢要件が不整合な者、又は控配区分が「控配老人・同配老人」で死亡者 かつ 死亡日時時点の年齢が70歳未満の者を抽出する。			
			245	合算賦課情報の主資料が確定申告書で、課税対象者情報の障害区分と一致しないものを抽出する。			
			246	給報の取消資料に同一指定番号の取消処理で取り消した資料がある			
			247	給報内に同一指定番号の取消分以外の給報が2枚以上ある			
			248	給報内に同一支払者番号の普徴分給報が2枚あり、訂正分普徴給報が1枚ある			
			249	給報内に同一事業所番号の年報系資料がある			
			250	退職給報が1枚以上ある			
			251	給報の従資料に「特微分給報」がある			
			252	給報の従資料に「普徴分給報」がある			
			253	主資料が申告書のほかに、従資料の申告書があるとき			